

○忍野村上水道事業給水条例

昭和62年7月10日

条例第15号

改正 平成3年7月3日条例第10号

平成9年3月25日条例第8号

平成10年3月30日条例第11号

平成12年3月22日条例第5号

平成14年3月29日条例第12号

平成15年3月27日条例第8号

平成18年12月13日条例第28号

平成26年3月28日条例第12号

平成28年3月25日条例第4号

平成29年9月29日条例第18号

令和元年10月1日条例第17号

令和2年7月1日条例第20号

目次

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 給水装置の工事及び費用(第8条—第18条)

第3章 給水(第19条—第26条)

第4章 料金及び手数料(第27条—第43条)

第5章 取締り(第44条—第50条)

第6章 貯水槽水道(第51条・第52条)

第7章 補則(第53条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、忍野村水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するため、本村の施設した配水管から分岐して設けられる分水柱及び給水管並びにこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第3条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯若しくは2箇所以上で共用するもの又は公衆の用に供するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

(給水装置の所有者の代理人)

第4条 給水装置の所有者が村内に居住しないとき、又は管理者の権限を行う村長(以下「管理者」という。)において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため村内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) 第32条の規定により、料金が各戸に適用されることとなった共同住宅の水道使用者
- (4) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

第6条 給水装置の使用人は、その家族、同居人、使用人、その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責任を負わなければならない。

(給水装置の管理)

第7条 給水装置の使用人は、水が汚染されることのないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めるときは、直ちに修繕その他必要な処置を管理者に請求しなければならない。

2 前項の規定による請求がなくても管理者がその必要を認めるときは、修繕その他必要な処置をすることができる。

3 前2項の処置に要した費用は、使用者又は所有者の負担とする。ただし、管理者の認定によってこれを徴収しないことができる。

第2章 給水装置の工事及び費用

(構造及び材質)

第8条 給水装置の構造及び材質は、管理者が別に定めるところによる。

2 管理者は、給水装置の構造及び材質が前項で定める基準に適合していないと認めるときは、給水契約の申込みを拒むことができる。

3 管理者は、現に使用する給水装置の構造及び材質が第1項の基準に適合しなくなったと認めるときは、その基準に適合させるまで給水を停止することができる。

(工事の申込み)

第9条 給水装置の新設、増設、改造、撤去及び修繕工事(以下「工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ村に申し込まなければならない。

2 前項の申込みに当たり利害関係人がある場合は、申込者は、その者の同意書類等を提出しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(工事の施工)

第10条 工事の設計及び施工は、申込みによって村がこれを行う。ただし、管理者の許可を得たときは、あらかじめ村の審査に合格した設計に基づき申込者側で施工することができる。この場合における設計及び施工の範囲は、分水栓以下とする。

2 前項ただし書の規定により申込者側で施工する工事は、村の認めた指定給水装置工事事業者に施工させ、竣工後直ちに村の検査を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者に関する事項については、別に管理者が定める。

4 給水装置の位置は、請求者の指定による。

5 管理者は、前項の給水装置の位置が不相当と認めるときは、変更させることができる。

6 給水装置に関し、第三者の異議があっても村は、その責めを負わない。

(材料の検査)

第11条 工事に使用する材料は、あらかじめ管理者の定める検査を受けなければならない。

(工事の費用負担)

第12条 給水装置の工事費は、工事申込者の負担とする。ただし、管理者が村の費用で施工することを適当と認めたものについては、この限りでない。

第13条 村が施工する給水工事の費用は、次の合計額とする。

- (1) 設計費
- (2) 材料費
- (3) 運搬費
- (4) 労働費
- (5) 道路復旧費
- (6) 間接経費

- 2 前項に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項に規定するもののほか、工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予約)

第14条 村において給水装置の工事を施工するときは、設計により算出した概算額を予納しなければならない。ただし、修繕工事その他で管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の概算額は、施工後これを精算し、過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。ただし、その額が10円に満たないときは、還付し、又は追徴しない。
- 3 前2項の予納金及び追徴金は、管理者の定める納期限内に納付し、又は精算しなければならない。

(工事費の分納)

第15条 前条第1項の工事費の概算額は、新設の工事に限り管理者の承認を受けて3箇月以内において分納することができる。

(所有権の保留)

第16条 村において施工した給水装置は、その工事費精算完成に至るまでは、給水装置の所有権は村において保留し、その保管は、請求者の責任とする。給水装置工事中の既成部分についても同様とする。

- 2 前項の給水装置を破損し、又は亡失したときは、その保管者は、村の認定による損害額を弁償しなければならない。

(工事費の未納についての措置)

第17条 村において施工した給水装置の工事費を工事申込者が納期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

- 2 前項の規定により管理者が給水装置を撤去したときは、工事申込者は、その損害を賠償しなければならない。

(第三者の異議についての責任)

第18条 村が施行する給水装置の工事に關し、利害関係人その他の者から異議があるときは、工事申込者の責任とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第19条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

- 2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあっても、村は、その責めを負わない。

(水道メーターの設置)

第20条 給水量は、村の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、村がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 管理者は、使用水量を計算するため特に必要があると認めたときは、受水槽以下の装置に村のメーターを設置することができる。
- 3 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、村が定める。
- 4 管理者は、メーターの貸与後において、使用者の責めにより検針等に支障があると認めるときは、使用者に対し、位置の変更を命ずることができる。この場合の変更にあつては、費用は、使用者の負担とする。

(メーターの貸与)

第21条 メーターは、村が設置して給水装置の所有者又は使用者に保管させる。

- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 保管者が前項の管理義務を怠つたためメーターを亡失し、又は破損した場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

(届出)

第22条 給水装置の使用者、所有者代理人又は総代人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の使用を開始し、又は中止するとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に使用するとき。
- (3) 消火演習に使用するとき。
- (4) 臨時用に使用するとき。

第23条 給水装置の使用者、所有者代理人又は総代人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 前使用者の給水装置の使用に関する権利及び義務を継承し、引き続いて使用するとき。
- (2) 給水装置の用途に変更があつたとき。
- (3) 総代人に変更があつたとき、又はその住所に変更があつたとき。
- (4) 給水装置の所有権の変更があつたとき。

(5) 共用給水装置の使用世帯数に異動があったとき。

(6) 消火に使用したとき。

(水道の使用期限)

第24条 水道使用者は、その用途以上に給水を使用し、又は他人に分与販売してはならない。

(私設消火栓の使用)

第25条 私設消火栓は、消防又は演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を演習用に使用するときは、村の立会いを要する。

(給水装置及び水質検査)

第26条 給水装置の機能又は水質について使用者又は所有者から検査の請求があったときは、村がこれを行い、検査の結果を使用者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要するときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第27条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者又は所有者、代理人及び管理人から徴収する。

2 給水装置を共用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第28条 料金は、装置料金と水量料金及びメーター使用料との合計額に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額(以下「消費税額」という。)及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額(以下「地方消費税額」という。)を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(装置料金)

第29条 装置料金は、給水管のメーター取付部分の呼び径(以下「呼び径」という。)の大きさに応じ、2箇月につき次の区分による。

呼び径	2箇月分の装置料金
13ミリメートル	1,000円
20ミリメートル	1,500円
25ミリメートル	1,750円
40ミリメートル	3,500円
50ミリメートル	5,000円

注 呼び径が同表に該当するものがない場合は、同表に準じて管理者の定める額とする。

- 2 水道の使用を中止している期間は、装置料金を徴収しない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、リゾートマンション1戸(1区画を1戸とする。以下同じ。)についての装置料金は、2箇月につき次の区分による。ただし、大メーターで検針する場合については、2箇月の装置料金は、1戸につき呼び径13ミリメートルを適用する。

呼び径	2箇月の装置料金
13ミリメートル	2,000円
20ミリメートル	3,000円
25ミリメートル	3,500円

第30条 水量料金は、2箇月当たり使用水量20立方メートル(以下「基本水量」という。)までの分は、無料とする。ただし、リゾートマンションの基本水量は、戸数に2箇月20立方メートルを乗じて得た水量とする。

- 2 2箇月の使用水量が基本水量を超えた分については、次の区分により水量料金を算定する。
 - (1) 使用水量が50立方メートルまでの分 1立方メートルにつき60円
 - (2) 使用水量が50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 1立方メートルにつき70円
 - (3) 使用水量が100立方メートルを超え200立方メートルまでの分 1立方メートルにつき80円
 - (4) 使用水量が200立方メートルを超える分 1立方メートルにつき90円
- 3 前項の規定にかかわらず、公共施設に水道を使用する場合の水量料金は、2箇月の使用水量が50立方メートルを超える分の1立方メートルにつき70円とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、リゾートマンション1戸当たりの超過した水量料金(2箇月20立方メートルを超えるもの)は、一律1立方メートルにつき120円とする。
- 5 第2項の規定にかかわらず、工事などのため臨時に水道を使用する場合の水量料金は、1立方メートルにつき70円とする。

(メーターの使用料)

第30条の2 メーターの使用料は、次の区分により給水と同時に使用者から徴収する。

呼び径	2箇月の使用料
13ミリメートル	0円
20ミリメートル	0円

25ミリメートル	0円
30ミリメートル	0円
40ミリメートル	640円
50ミリメートル	2,400円
75ミリメートル	5,200円
100ミリメートル	管理者が別に定める額

(私設消火栓)

第31条 演習のためメーター未設置の私設消火栓を使用するときは、1口、15分ごとに1,000円を徴収する。

(戸別検針及び戸別徴収の業務委託)

第32条 共同住宅等において、専用給水装置として設置された受水槽以下の給水装置に係るメーターの戸別検針及び料金の戸別徴収について業務の委託の申請があった場合は、管理者が別に定める基準に適合していると認めるときは、当該居住者に係る戸別検針及び戸別徴収の業務を受託し、各戸ごとに第29条及び第30条の規定を適用し、料金を徴収することができる。

(料金の算定)

第33条 料金は、料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日(以下「定例日」という。)にメーターの検針を行い、その日の属する月分及び前月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に検針を行うことができる。

(水量の認定)

第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
 - (2) その他使用水量が不明のとき。
- 2 前項の場合における使用水量は、前3箇月の使用水量その他の事情を考慮して認定する。
- 3 メーターの検針が実施されなかった場合は、その期間の使用水量を前項の例によって認定し、後日メーターの検針を実施したとき過不足を精算する。

(共用給水装置の水量の認定)

第35条 共用給水装置の使用水量は、各世帯均等とみなす。ただし、管理者が必要と認めるときは、各世帯の使用水量を認定することができる。

(特別の場合における料金の算定)

第36条 定例日の中途において、水道の使用を開始し、中止し、又は廃止したときの料金は、

次のとおりとする。

(1) 装置料金開始については次の定例日を、中止及び廃止については前回の定例日を基準として、使用日数が15日以下のときは第29条に定める額の4分の1の額、15日を超え30日以下のときは2分の1の額、30日を超え45日以下のときは4分の3の額、45日を超えるとときは全額とする。

(2) 水量料金開始については次の定例日を、中止及び廃止については前回の定例日を基準として、使用日数が15日以下のときは第30条に定める基本水量を5立方メートルとし、15日を超え30日以下のときは10立方メートルとし、30日を超え45日以下のときは15立方メートルとし、45日を超えるとときは20立方メートルとして同条の規定を適用して算定する。

2 定例日の中途において、呼び径等に変更のあった場合は、高い料金をもって料金を算定する。

(臨時用材料の使用料)

第37条 臨時用給水の設備に必要な材料の貸与を受けようとする者については、1日につき、材料原価の100分の10以内の使用料を定めて徴収する。

2 前項の貸与を受けた材料に毀損を生じたときは、その損害を弁償させることができる。

(料金の前納)

第38条 臨時用給水料金は、給水装置の使用申込みの際、管理者が定める額を前納しなければならない。

2 前項の料金は、使用中の届出があったとき精算する。ただし、届出がない場合は、管理者が使用中の状態にあると認めたときこれを精算する。

(呼び径その他の認定)

第39条 呼び径その他料金算定基準の届出が事実と相違するときは、管理者が認定する。

(料金の徴収方法)

第40条 料金は、集金の方法のほか、預金口座振替による方法及び納入通知書の送付による方法により料金の算定のため定めた2箇月に係る料金を一括して徴収する。ただし、水道の使用を中止し、又は廃止した場合は、その際徴収することができる。

2 臨時給水その他必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、管理者が定める方法により徴収することができる。

3 料金の納期限は、定例日の属する月の翌月25日とする。

(手数料)

第41条 手数料は、次により申込者から申込みの際これを徴収する。

- (1) 材料検査手数料 材料価格の100分の3に相当する額。ただし、特別の検査を必要とする場合は、その検査に要する実費を加算した額
 - (2) 設計審査手数料 1件につき 1,000円
 - (3) 工事検査手数料 1件につき 1,000円
 - (4) 水道の開・閉栓手数料 1栓につき 1,000円
 - (5) 指定給水装置工事事業者認可手数料 1件につき 5,000円
 - (6) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき5,000円
 - (7) 水道に関する証明及び所有者名義変更手数料 1件につき 200円
- (加入金)

第41条の2 第9条の規定により給水装置の新設又は増設の申込みをしようとする者は、申込みの際、次に掲げる区分に従い加入金に、消費税額及び地方消費税額を加算した額を納入しなければならない。ただし、取出しの場合は、この限りでない。

- (1) 村内に住所を有するもの

呼び径	加入金(1件につき)
13ミリメートル	0円
20ミリメートル	0円
25ミリメートル	0円
30ミリメートル	210,000円
40ミリメートル	260,000円
50ミリメートル	320,000円
75ミリメートル	520,000円
100ミリメートル	780,000円

- (2) 村内に住所を有しないもの

呼び径	加入料(1件につき)
13ミリメートル	130,000円
20ミリメートル	140,000円
25ミリメートル	170,000円
30ミリメートル	210,000円
40ミリメートル	260,000円

50ミリメートル	320,000円
75ミリメートル	520,000円
100ミリメートル	780,000円

2 前項の規定にかかわらず、リゾートマンションの加入金の額は、1戸につき10万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額とする。また、住宅を新築する場合で呼び径13ミリメートルから25ミリメートルの給水装置を新たに設置する場合の額は、20万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額とする。

3 給水装置を廃止して、新たに給水装置を新設する場合及びメーターの口径を増す場合の加入金の額は、新口径に応ずる加入金と旧口径に応ずる加入金の額との差額に消費税額及び地方消費税額を加算した額とする。

4 既納の加入金は、返還しない。ただし、工事を取りやめたとき、工事中の設計変更により差額を生じたとき、その他管理者が特別に理由があると認めたときは、この限りでない。

(料金手数料等の軽減又は免除)

第42条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例の規定によって納付しなければならない料金、手数料及びその他の費用を軽減し、又は免除することができる。

(審査請求)

第43条 料金、手数料、加入金及び工費の納入通知書、領収書又は預金口座振替通知書を受けた者がその金額に錯誤があると認めた場合は、その通知書又は領収書を受けた日から3箇月以内に管理者に審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、文書をもってしなければならない。

3 第1項の規定による審査請求に対する管理者の裁決は、その請求がされた日から60日以内に文書をもって本人に通知しなければならない。

第5章 取締り

(検査等及び費用負担)

第44条 管理者は、管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、適当な措置をさせ、又は自らこれを行うことができる。

2 前項に要する費用は、措置をさせられた者の負担とする。

(停水処分及び過料)

第45条 次の各号のいずれかに該当するときは、5万円以下の過料に処し、又はその理由が継続する間給水を停止し、損害があったときは、これを賠償させることができる。

- (1) 料金、手数料その他の費用の徴収を免れようとして詐欺その他の不正の行為をしたとき。
- (2) 係員の職務の執行を拒み、又はこれを妨害したとき。
- (3) 正規の手続を経ないで給水工事を行い、又は給水装置を使用したとき。
- (4) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合等において、警告を発してもなおこれを改めないとき。
- (5) 第7条の規定に基づく処置を怠った場合において、警告を発しても正当な理由なくしてこれを改めないとき。
- (6) 前各号のほか、この条例又はこの条例に基づき規定した事項に違背し、又は虚偽の届出をなしたとき。

(停水処分)

第46条 管理者は、この条例により納付すべき料金、手数料その他の費用を期限内に納付しないときは、完納するまで給水を停止することができる。

(料金を免れた者に対する過料)

第47条 詐欺その他不正の行為によって料金、手数料その他の費用の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(給水管の切断)

第48条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で管理上必要があると認めたときは、給水管を切断することができる。

- (1) 水道使用を廃止したとき。
- (2) 給水装置所有者が60日以上所在不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (3) 給水装置が使用中止の状態にあつて将来使用の見込みがないと認めたとき。
- (4) 違背処分を受けてもその行為を改めないとき。

(端数計算)

第49条 この条例の規定により、納付すべき額に円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(罰金)

第50条 この条例の規定に違反し、みだりに配水管から給水の設備を設けて給水する行為をなした者には、10万円以下の罰金に処する。

第6章 貯水槽水道

(忍野村の責務)

第51条 管理者は、貯水槽水道(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導及び助言を行うことができるものとする。

- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第52条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、その水道を管理しなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、簡易専用水道に準じて、その水道を管理しなければならない。

第7章 補則

(委任)

第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、昭和62年8月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成3年8月1日から適用する。

(処分及び手続きに関する経過規定)

- 2 この条例の施行前にした許可、承認、認定その他の処分又は申請の届出その他の手続は、なお従前の例による。

附 則(平成9年条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(料金に関する経過措置)

- 2 施行日以前の加入者については、平成9年6月1日以降の検針の料金に適用するものとし、それ以前の料金については従前の例による。

附 則(平成10年条例第11号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第5号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 本条例の施行前にした行為に対する罰則の適用は、なお従前の例による。

附 則(平成14年条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(料金に関する経過措置)

- 2 施行日前から継続して上水道を使用している者については、平成14年8月1日以降の検針の料金に適用するものとし、それ以前の料金については従前のおりとする。

附 則(平成15年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第12号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第4号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和元年条例第17号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第20号)

この条例は、令和2年7月1日から施行する。